

平成31年4月1日から

「トライアル雇用制度」の対象者を変更します

「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」は、より必要とする方が利用できるよう、平成31年4月以降、以下のように対象者の一部を変更する予定です。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

- ※ トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。
- ※ このリーフレットの内容は平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則等の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

対象者に追加

- ・ ニートやフリーター等で45歳未満の人
- ・ 生活困窮者

- ◆ 上記の変更に伴い、以下の対象者区分は廃止します（下表参照）。
 - ・ 就労経験のない職業に就くことを希望する人
 - ・ 学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人
- ◆ 追加される対象者の詳細な要件については、別途お知らせします。

対象者の一覧（新旧対照表）

	現 行	平成31年4月1日以降
トライアル雇用の対象者	① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人	(廃止)
	② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人	(廃止)
	③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人	① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
	④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人	② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
	⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人	③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
	(新設)	④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満の人
⑥ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	⑤ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、 生活困窮者	

- ▶ 本制度の利用に当たっては、このほかにも各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。